## 広報ひらつか号外

昭和38年4月24日。平塚市役所総務課。全世帯配布

平域市湾圏条例の改正で、し尿・ごみなどの清掃料金が、次のとおりとなりました。広輟紙第138 号(4月号)の説明に、1部県職がありましたので、ここに訂正をかね、手数料一覧表をおとどけします。見やすい所へはつてご利用ください。

## ~~~~~ 新· 清 掃 手 数 料 一 暫 表 ~~~~~~

① し尿・じんかい定額料金(一般家庭)・1カ月の料金は次のとおりです。4月1日現在2才未満の者については、人改割をかけません。し尿の汲み取り回激は、3人まで月1回、4人以上月2回を原則とします。たりないときは、回数を、ふやすことができます。

区分	世帯 人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
L	基本額 (円)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
尿	人数割(円)	30	60	90	120	150	180	210	240	270	300
じん かい	人数割 (円)	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50
合	計 (円)	115	150	185	220	255	290	325	360	395	430

- ②-A・し尿逆量料金 (飲食店・事業場など)・18リツトルにつき23円 (バキユームカー後部のめもりひとつが18リツトルにあたります)
  - -B・じんかい特定料金(事務所・商店・工場など)・月額50円以上3000円以内
- ③ **し尿浄化そう料金**(浄化そう)・18リツトルにつき23円以上27円以内
- ① じんかい臨時料金(臨時収集)・1トンにつき 300円、直接焼却場へ般入したときは半額
- ⑤ 犬ねこ死体清掃手数料1体につき 300円
- **※納期は①②**については 6月、 9月、12月、 3月、③④⑤については翌月です。

## 市義会議員 投票日 4月30日

選挙権があつても、名簿に登録されていないと投票できません。補充選挙人名 簿がつくられます。 4月23日までに、投票所入場券を受け取らない人は、24日 午後5時以前に議堂内選挙管理委員会へ手続きを……

市職、市長選挙のための補充名簿には▼4月23日までに満20才になつた人、▼1月28日までに市外から住居を移してきた人、▼登録もれとなつている人をのせます。申請期間は、4月23日~4月24日までの2日間です。